

第1回新居浜市地域公共交通活性化協議会

次 第

○日時 平成22年11月9日(火) 13:30
○場所 新居浜市役所 6階 議員全員協議会室

1. 開 会
2. 副市長あいさつ
3. 委員紹介
4. 事務局説明
 - (1) 新居浜市のバス交通の現状と新たな公共交通の導入について
 - (2) 地域公共交通活性化・再生総合事業の概要
5. 協議事項
 - (1) 新居浜市地域公共交通活性化協議会規約 (案)
 - (2) 役員を選出
 - (3) 各種規程等について
 - ① 新居浜市地域公共交通活性化協議会財務規程 (案)
 - ② 新居浜市地域公共交通活性化協議会事務局規程 (案)
 - ③ 規約第18条に基づく謝礼の支給について(案)
 - (4) 平成22年度事業計画及び予算 (案) について
 - (5) スケジュール (案) について
 - (6) その他
6. 閉 会

新居浜市のバス交通の現状と新たな公共交通の導入について

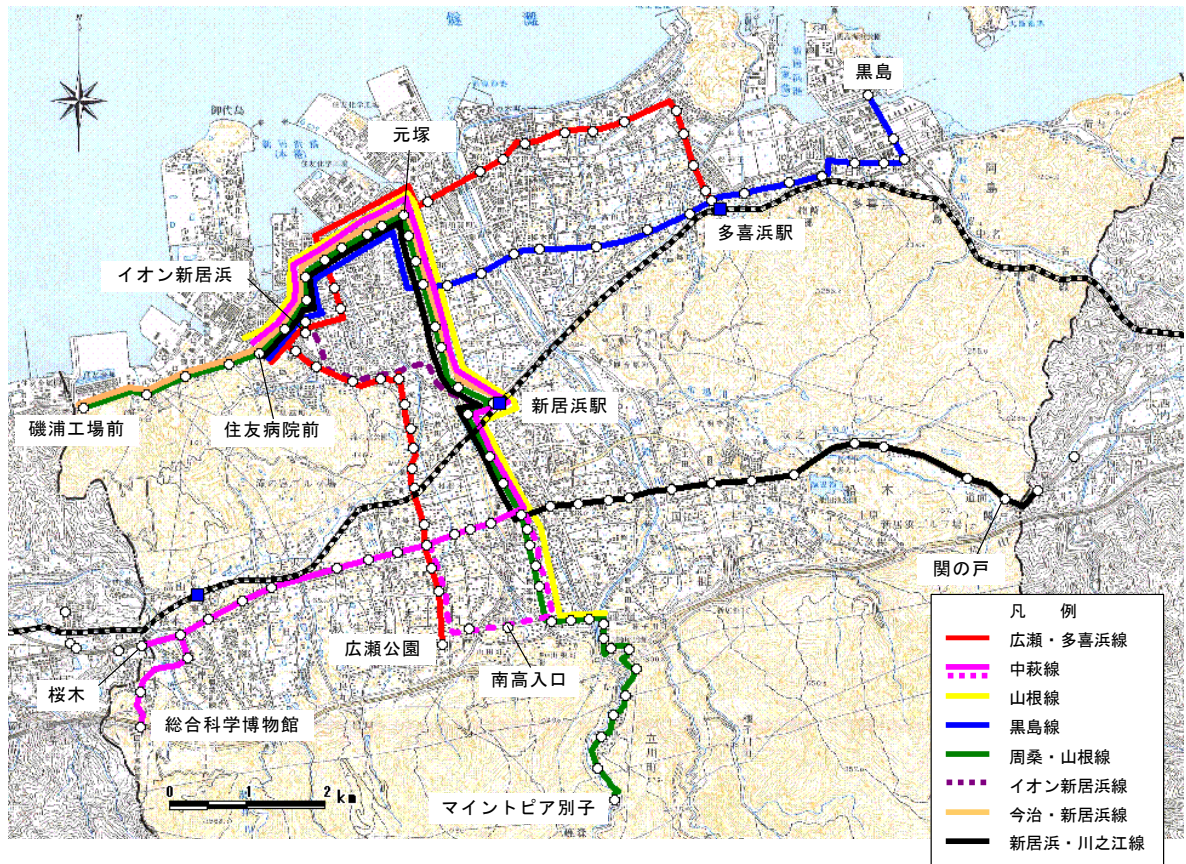
（1）バス路線の状況

新居浜市内には、他市からの乗り入れ路線と市内のみの路線があり、大部分は民間バス事業者が運行し、新居浜駅と住友病院を結節点として、路線網が形成されています。ただし、船木、大生院からは新居浜駅、住友病院ともに乗り換えをしないで行く事ができますが、多喜浜から新居浜駅への直通便はありません。

また、路線バスの利用者は、平成15年度の476千人から毎年減少しており、平成21年の利用者数は389千人となっています。

なお、民間バス路線のほか、平成18年4月からは、別子山地域バスが運行され、別子山地域から中心市街地までのバス路線が確保されています。

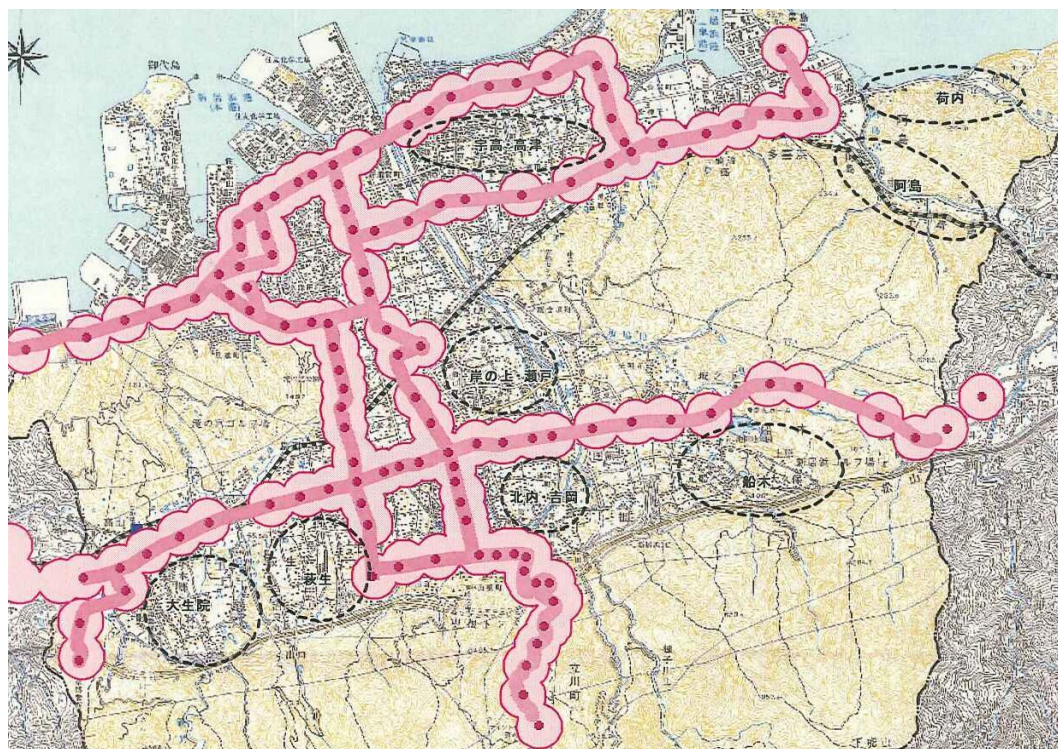
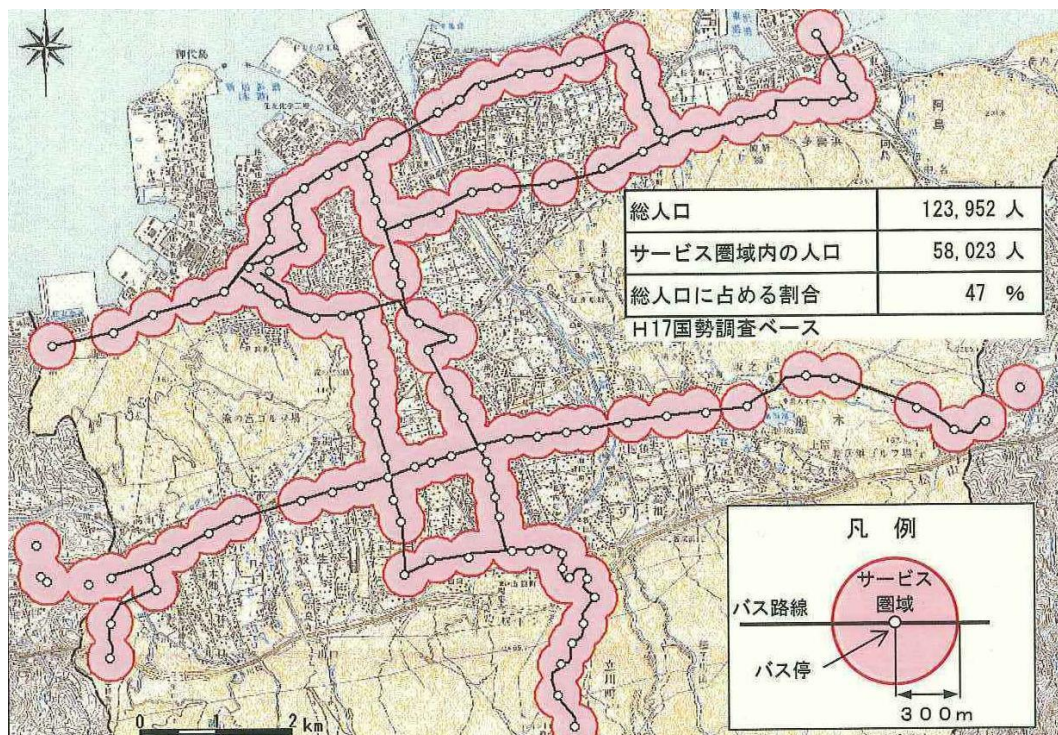
せとうちバス路線網



（2）バス交通空白地域

路線バスのサービス圏域をバス停から300mとした場合、このサービス圏域の人口は市の総人口の約47%にあたります。

それ以外の地域をバス交通空白地域とすると、市内には、まとまった空白地帯として、荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域などがあります。



(3) 新たな公共交通の導入について

平成 20 年度に策定した新居浜市都市交通マスタープランでは、基本理念を「人・環境にやさしく、産業を支える交通のまち」と設定し、次の通り公共交通計画を立案いたしました。

公共交通計画【抜粋】

平成 21 年 3 月

公共交通計画は、鉄道・バス・タクシーを利用して快適に移動できる交通体系を構築するための計画です。今後は、ここで示す整備方針に従って公共交通体系の構築を目指します。

本市の公共交通計画は、「人や環境にやさしい交通の実現」のため、自家用車より環境にやさしい公共交通への転換を図り、市民のだれもが、どこへでも移動可能な手段（機会）がもてるようにすることを目指します。

① 高齢者等の交通弱者の移動手段の確保

現在、バス交通の利用できる地域は人口ベースで 50%以下と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存しています。市の高齢化率は現況(平成 17 年)の 24.4%から平成 42 年には 35.0%になり、3 人に 1 人が高齢者となることが予想されます。高齢になると自動車の運転を止めるという人もあり、今後自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくるのが明らかです。これらの高齢者の移動目的の多くは「通院」「買物・娯楽・食事」であり、この移動を支える市内を移動する公共交通の整備の重要性は高いと考えられます。

これに対して、既存バスルートの見直しやバス交通空白地域へのコミュニティバスやデマンド型タクシーなどを随時導入し、高齢社会に対応し、高齢者や障害者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することを目指します。これらの公共交通は、地元ニーズにあった運行形態や市の財政負担も考慮し、持続可能な交通システムの導入を検討していきます。検討にあたっては、協議会などにより住民や交通事業者と協働で検討しながら進めていきます。

その後、公共交通計画に従い新たな公共交通の導入について検討を進め、平成 21 年度には、中心市街地から離れているバス交通空白地域（荷内・阿島地域、船木地域、大生院・菘生地域）にお住まいの皆さんを対象に、定められた路線を定時運行するコミュニティバスと、利用者の呼び出し(デマンド)に応じて自宅まで迎えに行くデマンド型乗り合いタクシーの双方について、利用の意向調査を実施いたしました。

その結果、コミュニティバス、デマンド型乗り合いタクシー共に、主に通院や買い物を目的として、多くの利用意向がありましたが、調査地域の自治会長さんの意向を受け、デマンド型乗り合いタクシーを第一優先に、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保を図ることといたしました。

地域公共交通活性化・再生総合事業の概要

（1）地域公共交通活性化・再生に関する法律【抜粋】

（目的）

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることにかんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条～第四条まで省略

（地域公共交通総合連携計画）

第五条 市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）を作成することができる。

2 地域公共交通総合連携計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

二 地域公共交通総合連携計画の区域

三 地域公共交通総合連携計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

五 計画期間

六 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

3 前項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

4 地域公共交通総合連携計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条の移動等

円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

- 5 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
- 7 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通総合連携計画を送付しなければならない。
- 8 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 9 第五項から前項までの規定は、地域公共交通総合連携計画の変更について準用する。
(協議会)

第六条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県は、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(2) 地域公共交通活性化・再生総合事業(国庫補助事業)について

地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱(抄)

(目的)
 第2条 この補助金については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する計画(以下「地域公共交通総合連携計画」という。)を策定するために必要な調査及び地域公共交通総合連携計画に位置付けられた鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空等の多様な事業の具体化のために必要となる事業の実施に要する経費の一部を国が補助することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進し、地域公共交通の活性化及び再生を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)
 第3条 補助対象事業者は、法第6条に規定する協議会(以下「法定協議会」という。)とする。

平成23年度から25年度まで、国庫補助事業である、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して、デマンド型乗り合いタクシーの実証運行を実施したいと考えています。

同事業は、地域公共交通活性化協議会が作成する地域公共交通総合連携計画に基づき、協議会が行う実証運行等の経費に対する補助で、補助率は1/2です。



新居浜市地域公共交通活性化協議会規約

（名称）

第 1 条 この協議会は、新居浜市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所の位置）

第 2 条 協議会の事務所は、新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号新居浜市役所内に置く。

（目的）

第 3 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 連携計画の作成及び変更の協議に関すること。
- （2） 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3） 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（組織）

第 5 条 協議会は次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- （1） 新居浜市長が指名する者
- （2） 関係する公共交通事業者等の代表
- （3） 道路管理者が指名する者
- （4） 公安委員会の長が指名する者
- （5） 各種市民団体等の代表
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1 人
- （2） 副会長 1 人
- （3） 監 事 2 人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第7条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、第5条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する、
- 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 4 会議は、原則として公開するものとし、その手続きは、新居浜市の例により行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第9条 次の掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

- (1) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 第4条に規定する事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第4条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、新居浜市運輸担当課所内に事務局を置く。

- 2 事務局長は、新居浜市運輸担当課所長をもって充て、事務局員は、同課所の職員をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第14条 協議会の運営に要する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第7条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第18条 協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することかできる。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年11月9日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設立された日の属する年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、設立された日から平成23年3月31日までとする。

新居浜市地域公共交通活性化協議会役員

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第2項第1号	規約第5条第1項第1号	会長	新居浜市	副市長	石川 勝行
法第6条第2項第2号	規約第5条第1項第2号		新居地区旅客自動車協同組合	理事	八田 康次
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	高橋 昭雄
			瀬戸内運輸株式会社	常務取締役	門田 正孝
			社団法人愛媛県バス協会	専務理事	門屋 和彦
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	木村 晃
	規約第5条第1項第3号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	黒川 重男
			国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	上沖 勝則
法第6条第2項第3号	規約第5条第1項第4号		新居浜警察署	交通課長	山口 博丈
	規約第5条第1項第5号	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
			新居浜市老人クラブ連合会	副会長	平田 ヤエ子
			新居浜市女性連合協議会	新居浜市母子寡婦福祉連合会会長	三木 ユリエ
	規約第5条第1項第6号	監事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	石川 剛史
		監事	新居浜商工会議所	地域振興課長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査部門)	齋藤 文克
		首席運輸企画 専門官 (総務企画部門)		濱田 浩一	

新居浜市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、新居浜市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、規約第15条又は第16条の規定により予算又は決算に係る承認を得たときは、当該承認された予算又は決算を速やかに新居浜市長に報告しなければならない。

(会計事務)

第3条 会長は、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

2 会長は、協議会の出納その他会計事務を補助させるため、事務局職員のうちから出納員を命ずるものとする。

3 出納員は、会長の命を受けて、出納その他会計事務を処理するものとする。

(収入及び支出の手続)

第4条 協議会の収入及び支出の手続きは、新居浜市の例により行うものとする。

2 会長は、次に掲げる簿冊を備え、出納その他会計事務の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(現金等の保管)

第5条 会長は、協議会に属する現金等を金融機関への預金その他確実な方法により保管しなければならない。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月9日から施行する。

新居浜市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜市地域公共交通活性化協議会規約第12条第3項の規定に基づき、新居浜市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、協議会の会長の命を受け次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(専決事項)

第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(公印)

第4条 協議会の公印の名称、様式、書体、寸法、使用区分、個数及び保管者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、新居浜市の例による。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理、保存その他文書に関し必要な事項は、新居浜市の例による。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める、

附 則

この規程は、平成22年11月9日から施行する。

別表 (第5条関係)

名称	様式	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	個数	保管者
新居浜市地域公共交通活性化協議会会長の印	新居浜市地域公共交通活性化協議会会長印	てん書	21×21	会長名をもってする文書	1	事務局長

規約第18条に基づく謝礼の支給について

- (1) 謝礼は、予算の範囲内で支給することができる。
ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する者及び辞退する者には、支給しない。

- (2) 謝礼の額は、「新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第6条の規定を準用して、1日につき12,700円を超えない額とすることとし、会議が半日以内であることから、5,000円を出席した委員に支給する。

平成 22 年度事業計画及び予算について

（１）平成 22 年度事業計画

① 新居浜市地域公共交通総合連携計画の作成協議

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、新居浜市地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議を行う。

② デマンド型乗り合いタクシーの試験運行

新居浜市地域公共交通総合連携計画の作成協議の参考とするため、市周辺部のバス交通空白地域である荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域を利用対象地域として、別紙運行計画によるデマンド型乗り合いタクシーの試験運行を実施する。

（２）平成 22 年度収支予算

【収入の部】

(単位：円)

区 分			予算額	摘 要
款	項	目		
負担金	負担金	負担金	6,361,000	新居浜市負担金
補助金	補助金	補助金	0	
諸収入	諸収入	雑 入	0	利用料収入
			6,361,000	

※利用料収入は、予算時は未計上とする。

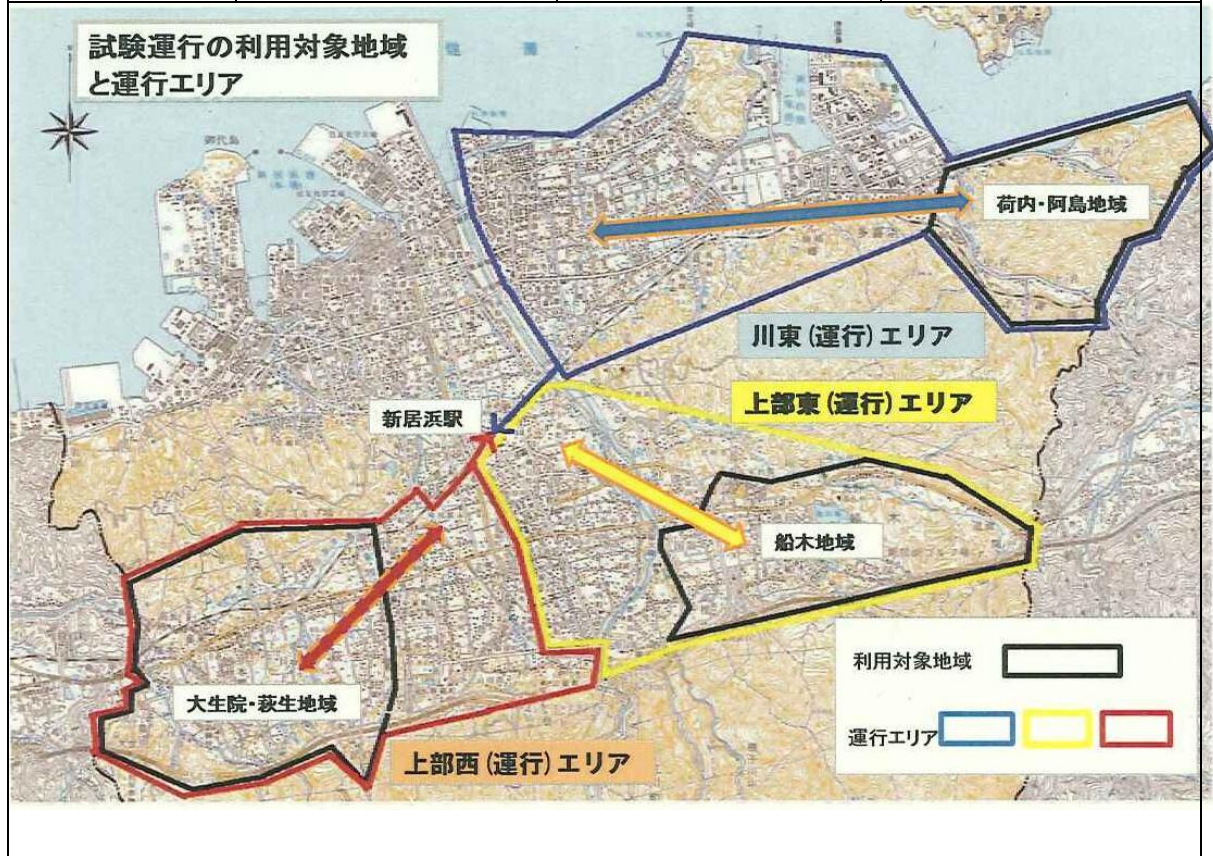
【支出の部】

(単位：円)

区 分			予算額	摘 要
款	項	目		
運営費	会議費	会議費	240,000	委員出席謝礼
	事務費	事務費	432,000	事務用消耗品、啓発用物資作成、電話使用料、郵送料等
事業費	事業費	事業費	5,682,000	デマンドタクシー試験運行業務委託料
予備費	予備費	予備費	7,000	
			6,361,000	

デマンド型乗り合いタクシーの運行計画

名 称	新居浜市デマンドタクシー		
エリア区分	川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
利用対象地域	【荷内・阿島地域】 阿島二丁目(1～3、8～9番を除く)、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町(約400世帯)	【船木地域】 船木、七宝台町(約3,200世帯)	【大生院・菰生地域】 大生院、菰生、大永山(出口)(約5,500世帯)
運行エリア	多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以東)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以東) ※立川町、種子川山を除く	大生院校区、中菰校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以西)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以西) ※立川町を除く
運行エリア内で行き先として指定できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港) ②医療施設(病院・診療所、歯科医院) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校) ⑥その他公共施設(支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
運行エリア外で行き先として指定できる施設	新居浜駅	新居浜駅、上部支所	新居浜駅



予定運行期間	平成23年1月11日～平成23年3月31日		
運行日	週5日(月曜日から金曜日) ※土・日曜・祝休日は運休		
運行時間帯	午前8時30分から午後5時まで		
利用料金	大人(中学生以上) 1回乗車 500円 小人(小学生以下) 及び障害者は半額 250円 ※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料		
運行事業者	道路運送法第4条に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者		
運行車両	川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
	セダン型中型タクシー 1台 乗車定員4人	セダン型中型タクシー 1台 乗車定員4人	セダン型中型タクシー 2台 乗車定員8人
時刻表 (各エリア共通)	行 き		帰 り
	1便	8:30	
	2便	10:00	3便 11:00
	4便	13:00	5便 14:00
			6便 16:00
利用方法 <ol style="list-style-type: none"> 利用する方は、事前に利用登録(無料)が必要です。「利用登録票」を、利用希望日の2週間前までに、協議会事務局の市役所運輸観光課まで提出します。(12月から登録受付開始予定) 登録票の用紙は、新居浜市役所ホームページからダウンロードできるほか、多喜浜、船木、大生院、中萩の各公民館に備え付けます。 利用者は、利用対象地区に居住する方です。年齢などの制限はありませんが、既存の路線バス停留所沿線(概ね停留所から直線距離300m内)に住む方は、路線バスを利用して頂くため、原則的に利用できないこととします。 登録後、協議会事務局から登録証を送付します。 予約は、新居地区旅客自動車協同組合内の予約センターで電話受付を行います。予約センターの受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時までとします。(1月4日から受付開始予定) ※電話予約の例 「登録番号〇番の〇〇です。〇日の第〇便で、〇〇病院まで予約します。帰りは、第〇便で、〇〇病院から自宅まで予約します」 予約受付は、利用希望日の1週間前(同じ曜日)から受け付け、締め切りは、午前中の便(1～3便)は前日まで(前日が休みの場合は前営業日まで)、午後の便(4～6便)は当日の午前11時までとしますが、乗車定員に達した時点で、予約受付は終了することとします。 時刻表は、一番最初に乗る場所の出発時間を示していますので、二番目以降の場合は、最大15分程度到着時刻が遅れる場合があります。 利用日当日は、ご自宅でお待ちいただきますが、道路事情によって車両が進入できない場合は、自宅近くの進入できる場所から乗車していただくこととします。 利用料金は、乗車時に、運転手にお支払いいただくこととします。 			

協議事項（5）

資料9

スケジュール

年月	スケジュール	内容
平成22年11月 9日	協議会を設置	規約、規程、役員を選出、平成22年度事業計画及び予算（案）等
平成22年11月中旬～	デマンドタクシー試験運行の準備	関係官署への手続き 対象地域への説明会の実施、広報 予約センター設置準備 運行事業者との協議 等
平成22年12月～	利用登録を開始	
12月上旬	第2回協議会を開催	連携計画(案)
平成23年1月	パブリック・コメントの実施	連携計画(案)に対する市民の意見を募集
平成23年1月 4日	予約センターを開設、予約受付を開始	新居地区旅客自動車協同組合事務所内
平成23年1月11日	デマンドタクシー試験運行を開始	
平成23年2月上旬	第3回協議会を開催	連携計画(案)
平成23年2月中旬	連携計画の決定	
平成23年3月上旬	第4回協議会を開催	平成23年度事業計画及び予算（案）